

姫路市学習支援事業利用申込書

（宛先） 姫路市長

私は、下記の事項について誓約し、かつ、同意し、姫路市学習支援事業の利用を申し込みます。

年 月 日

1 申込者（保護者）氏名

住 所（〒 ）

連 絡 先（緊急連絡可能な電話番号）

2 参加者氏名（ふりがな）・性別

（ ） （性別に○）
男 ・ 女

在席（卒業）校（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）又は高等学校）

学年又は卒業年

住 所（1. と異なる場合にのみ記入）

連 絡 先（1. と異なる場合にのみ記入）

（誓約事項）

他の制度等における学習支援を受けていないこと。

（同意事項）

- 1 利用決定の判断を行うに当たり、申込者及び家族の所得に関する情報を住民税担当部署と、児童扶養手当の受給に関する情報を児童扶養手当担当部署と共有します。
- 2 本事業利用中に次の①から⑦までに該当した場合は、支援を中止することがあります。
 - ① 生活困窮世帯でなくなった場合
 - ② 他の制度等における学習支援（在学する中学校等で行われている学習支援を除く。）を受けることとなった場合
 - ③ 他の利用者の学習等の妨げとなる行為があり、学習支援員の指導に従わない場合
 - ④ 1月当たりの参加率が5割未満の月が2月連続した場合
 - ⑤ 正当な理由無く無断で参加しないことが2回以上あった場合
 - ⑥ 姫路市外へ転居した場合
 - ⑦ その他市長が本事業の利用継続が困難と判断した場合
- 3 本学習支援事業は生活困窮者自立支援法第3条第7項で定められる「子どもの学習・生活支援事業」であり、同法で定める生活困窮者自立支援を実施するに当たり必要な範囲で姫路市学習支援事業受託事業者、自立相談支援機関（くらしと仕事の相談窓口）、教育委員会及び学校等との間で情報共有及び連携することがあります。

（参考：姫路市生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援実施要綱）

第4条 本事業では、厚生労働省が定める生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領に基づき、第1号又は第2号のいずれかの支援に併せて第3号から第8号までの支援を行うものとする。

- (1) 学習教室による学習支援
- (2) 個別訪問又は来所による学習支援
- (3) 日常生活、部活動及び家庭学習に関する修学支援
- (4) 居場所づくり支援
- (5) 進学に関する情報の提供支援

- (6) 高等学校合格者の入学手続等に関する支援
 - (7) 保護者に対する養育支援
 - (8) 体験活動等
- 2 前項第1号、第4号から第6号まで及び第8号の支援は、原則として中学生等に対して行うものとする。
- 3 市長は、第1項第1号及び第2号の支援について、別に利用定員を定めるものとする。

会場希望調査

学習教室を2か所の会場で開講します。

会場毎の定員がありますので、ご希望の内容に☑をしていただき、利用申込書と一緒にご提出ください。

記

1. 次のいずれかに☑をしてください。

☐市役所周辺会場(会場 1)

【場所】JR 姫路駅から南側おおむね 1.5 キロメートルの地点にあり、最寄り駅は山陽電気鉄道手柄駅です。

【曜日】原則、毎週土曜日の開講を予定しています。夏休み、冬休み等の長期休業中は追加で実施します。

☐姫路城周辺会場(会場 2)

【場所】JR 姫路駅からおおむね 1.0 キロメートルの地点にあり、最寄り駅は JR 姫路駅です。

【曜日】原則、毎週日曜日の開講を予定しています。夏休み、冬休み等の長期休業中は追加で実施します。

☐どちらでも良い

※いずれにも☑がない場合は、「どちらでも良い」とさせていただきます。

※申込み状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。